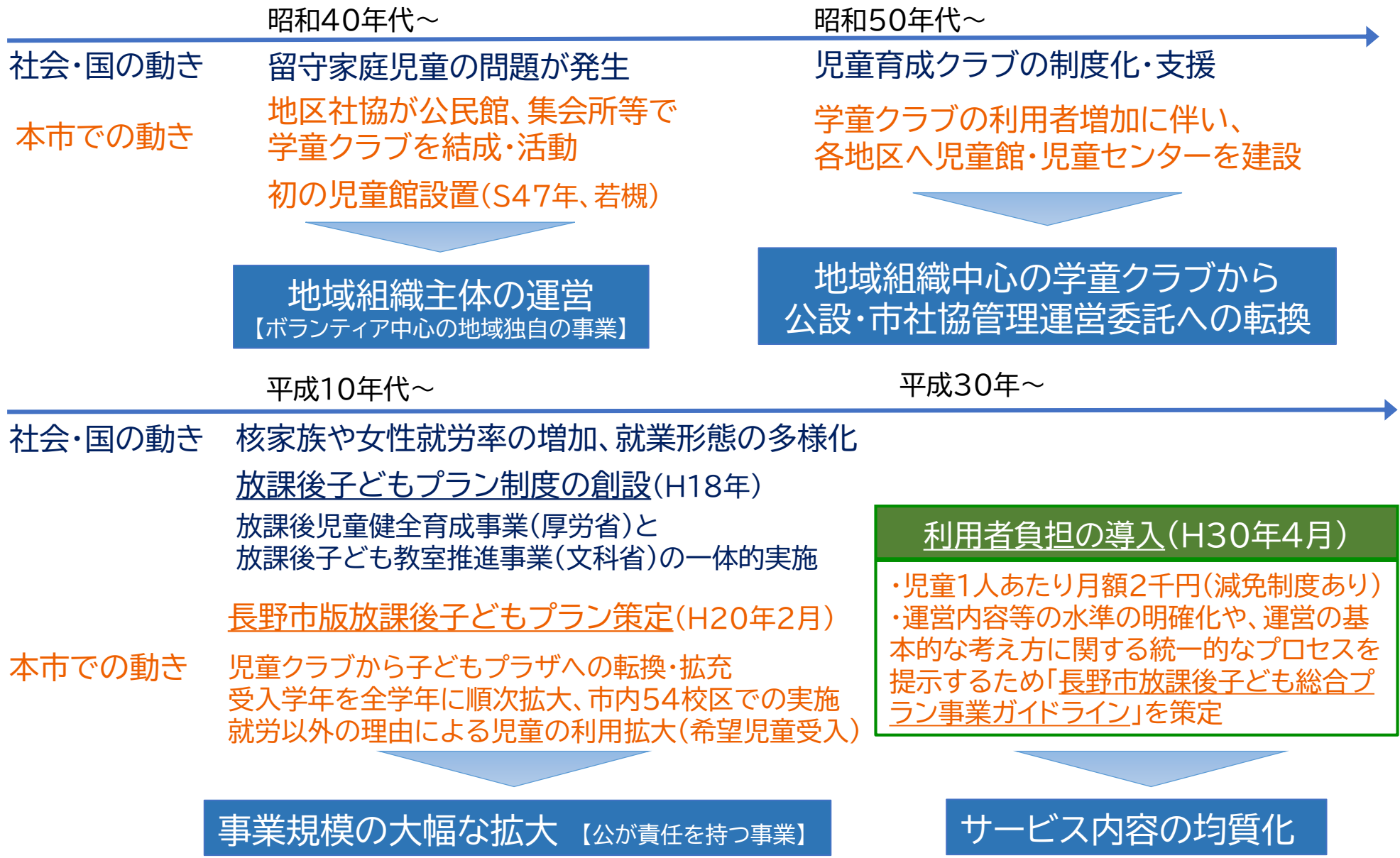




# 放課後子ども総合プラン事業の運営体制のあり方検討について

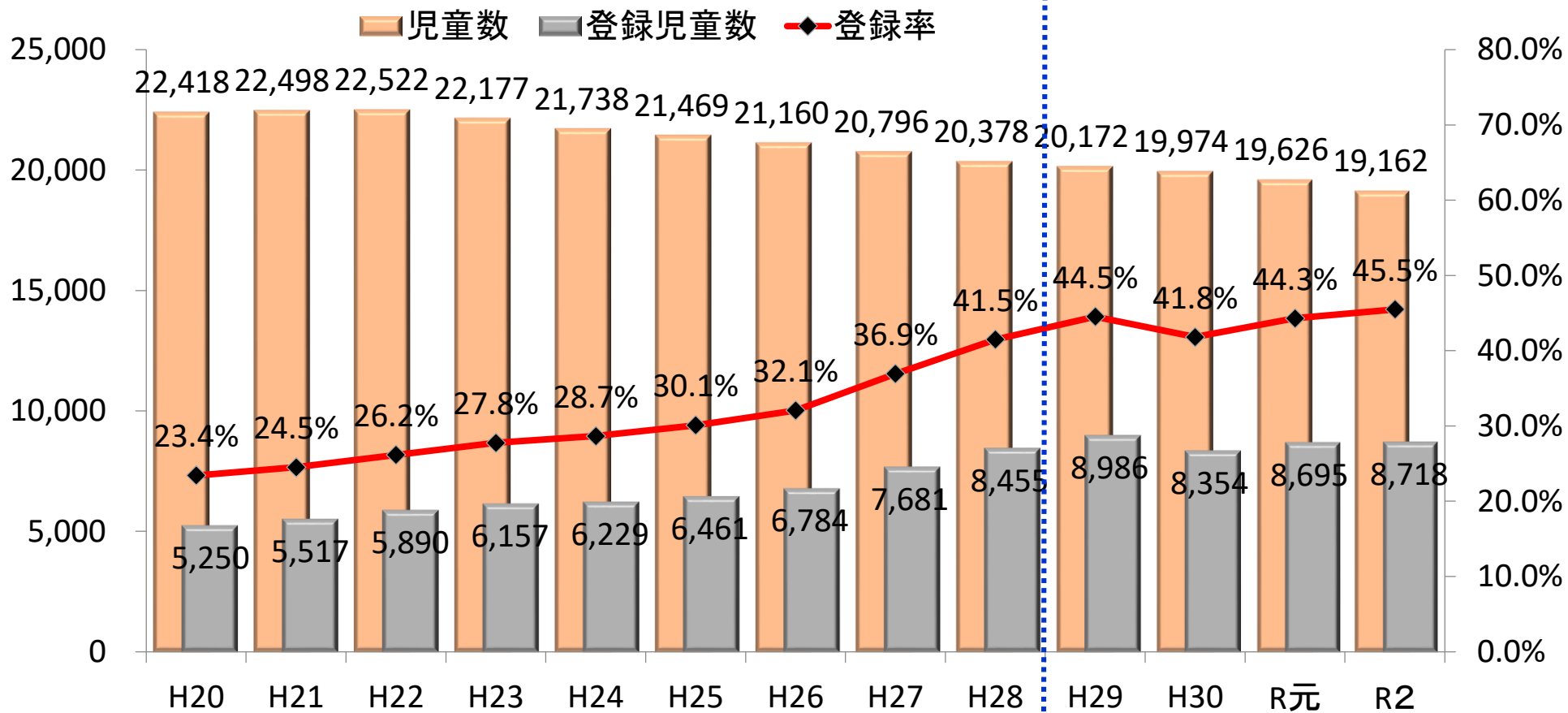
## 1 放課後児童対策事業のこれまでの動き



## 2 登録児童数及びプラン事業費の推移

### ●登録児童数の推移

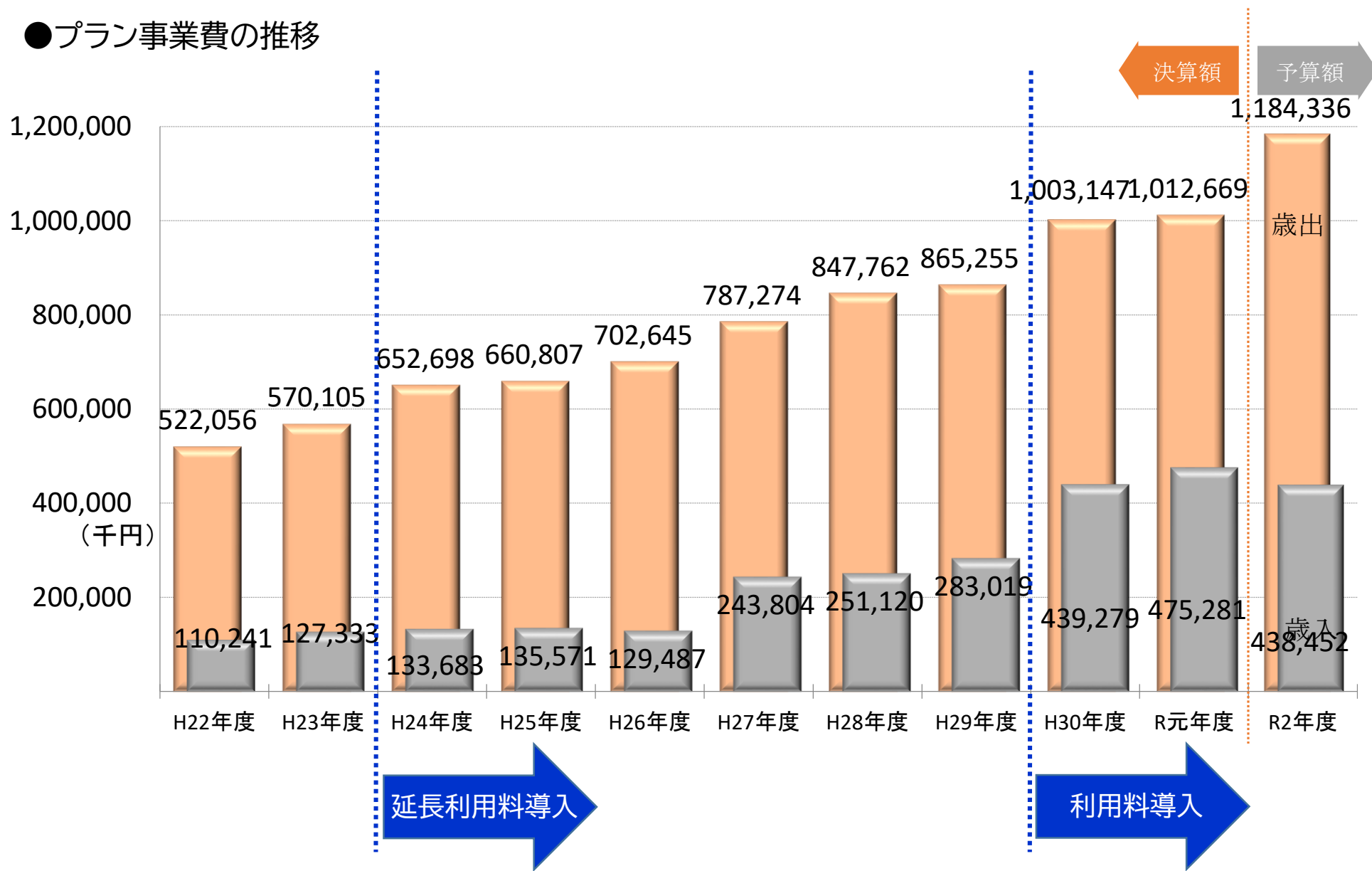
(人)



全校区でプラン実施  
6年生までの受入完了

3 登録児童数及びプラン事業費の推移

●プラン事業費の推移



## 4 平成24年の児童福祉法改正に伴う放課後児童健全育成事業の変更点(平成27年4月1日施行)

## 放課後児童クラブの質の確保・向上、専門性の向上を目指した見直し

	変更前	変更後
対象児童	小学校に就学している おおむね10歳未満の児童	小学校に就学している児童
設備及び運営 の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数】…従うべき基準 【設備、開所日数・時間等】…参酌すべき基準  ⇒長野市放課後児童健全育成事業の設備 及び運営の基準に関する条例制定
(質の確保方策)	放課後児童クラブガイドライン (平成19年策定)	放課後児童クラブ運営指針
(専用区画)	児童1人あたりおおむね1.65㎡ 以上の面積を確保すること が望ましい(ガイドラインより)	児童1人につきおおむね1.65㎡以上 でなければならない(経過措置あり)
(職員)	放課後児童指導員 (児童厚生施設に必置の「児童の遊びを指導 する者(児童厚生員)」が望ましい)	都道府県知事が行う(認定資格)研修を 修了した放課後児童支援員

## 5 今後のプラン事業が目指す4つのあり方

### 個々の児童に応じた(適した)支援

- 個々の児童の発達や行動などに応じた主体的な遊びなどの支援
- 特に配慮を必要とする児童の理解ときめ細やかな支援
- 育児などの相談窓口、専門機関への引継
- 家庭状況を踏まえた保護者との連携・協力

### 小学校、関係機関との更なる連携

- GIGAスクール構想などICTを活用した新たな学び方への対応
- 第三の居場所など様々な担い手との連携・協力体制の構築
- 放課後デイサービスやこども相談室など専門機関との連携
- 支援員等職員の専門知識の向上、能力の研鑽

### 多様な体験・学びの提供

- 学校とプラン施設が連携した継続性のある学びの提供
- 文化芸術・スポーツに触れる機会の確保
- 保護者の働き方の多様化に伴う、土・日曜も含めた居場所の提供
- 多様な体験活動を提供するアドバイザー制度の効率的な運用

### サービスを維持・向上できる運営体制

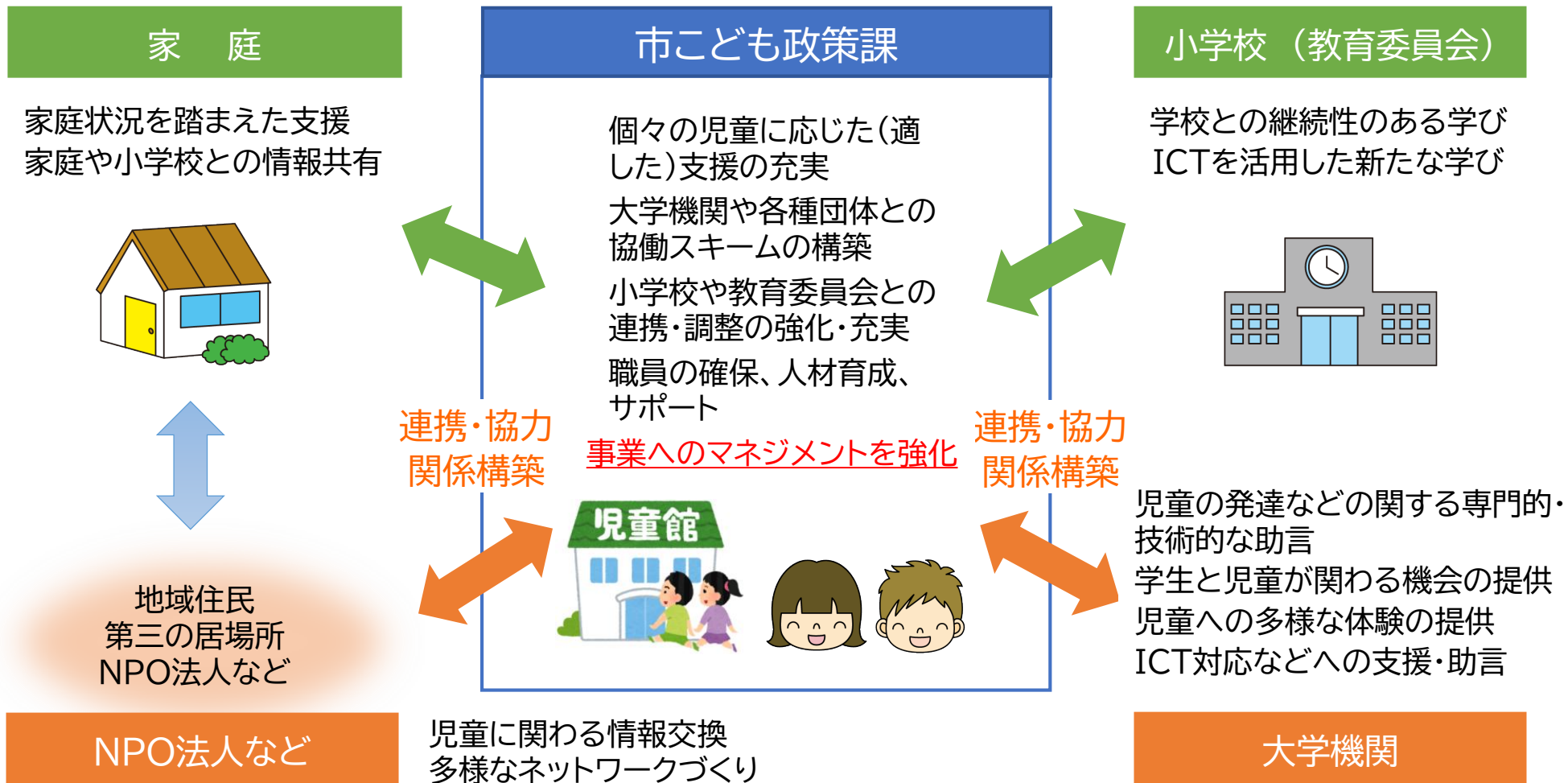
- 職員の人事異動や人事交流による支援内容の共有・均質化
- 従事する職員(専門職)の安定的な確保と育成
- 多様なニーズに応えられる体制の構築
- 従事する職員へのサポート体制の充実
- 市・事業者・施設の三者における指示・情報伝達の迅速化

サービスの質と専門性を全体的に向上させる必要があり、地域福祉として取り組むには限界

## 6 目指すあり方の実現に向けた検討

### 市がより積極的に事業全体をマネジメントできる運営体制を構築し 目指すあり方の実現を図る

- 大学機関からの協力を得て、児童に応じた(適した)支援に対応する専門性を持った職員の育成
- 多様な体験やICTを活用した学習などの新しい取組みに対応できる体制を構築
- 児童を取り巻く多様な団体や担い手との連携・協力を旨としたネットワークの構築



## 7 想定される事業運営体制

運営体制	メリット	デメリット
市の直営	マネジメントの強化が図りやすい	市の組織が肥大化する
新法人 設立	新たな働き方の構築が可能	設立に向けて時間と費用がかかる
現行	施設運営の継続性が確保される	職員の働き方や児童を取り巻く教育環境の変化に柔軟に対応できない

## 8 運営体制のあり方を検討する小委員会の設置

長野市放課後子ども総合プラン推進委員会

(仮称)長野市放課後子ども総合プラン事業の運営体制のあり方検討小委員会

(長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例)

第7条 附属機関に、特定又は専門の事項に係る調査及び審議のため必要に応じて部会、専門分科会又は小委員会(以下、「部会等」という。)を置くことができる。

市がより積極的に放課後子ども総合プラン事業をマネジメントし、本事業の目指す姿を実現できる運営体制のあり方についての検討

## 9 今後のスケジュール(案)

時 期	推進委員会(本会)	小委員会
R3年 5/21	令和3年度 第1回 推進委員会 ・小委員会設置の説明、承認	
7月上旬		第1回 小委員会 ・運営のあり方検討①
8月上旬		第2回 小委員会 ・運営のあり方検討②
9月中旬	委員改選(9/30任期満了)	第3回 小委員会 ・中間報告案作成
11月中旬	令和3年度 第2回 推進委員会 ・中間報告	
R4年 1月上旬		第4回 小委員会 ・意見書案作成
2月上旬	令和3年度 第3回 推進委員会 ・意見書報告	